

鳥取市保健所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月25日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市条例第10号

鳥取市保健所条例の一部を改正する条例

鳥取市保健所条例（平成29年鳥取市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされる検査にあつては10分の8を、それ以外の検査にあつては1,000分の864」を「1,000分の880」に改める。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。